

# こもればびダンディクラブ重要事項説明書

【小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防含）】

あなたに対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第3条の7に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者の概要

事業者名称	エポックワン株式会社
主たる事務所の所在地	山口県周南市大字久米2665番地7
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 大西 益 男
電話番号	(0834) 28-2322

## 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	こもればびダンディクラブ	
指定事業者番号	3591500180	
所在地	周南市城ヶ丘4丁目3536-1	
電話番号	(0834) 34-3935	
営業日	365日	
日中の勤務帯	午前 6時～午後 9時	
営業時間（訪問サービス）	24時間	
同（通いサービス）	午前10時～午後 4時	
同（宿泊サービス）	午後 4時～翌午前10時	
通常の実施地域	周南市城ヶ丘、周陽、桜木、秋月、岐山、久米	
登録定員	29人	ご登録をいただいている場合であっても利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない場合があります。担当の職員で都度調整させていただきますので、ご理解ご協力いただきますようご了承ください。
利用定員（通いサービス）	15人	
同（宿泊サービス）	5人	

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護又は支援、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、その居宅で自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営の方針	通いを中心として、要介護（要支援）者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせたサービス提供を行うことにより、利用

	<p>者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。</p> <p>事業の実施に当たっては、周南市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
--	---

#### 4 職員の職種、員数及び勤務の体制

職 種	職 員 数	指 定 基 準	職 務 の 内 容
管 理 者	1 名 (兼務)	1 名	事業内容の管理調整
介護支援専門員 (計画作成担当者)	1 名 (兼務)	1 名	サービスの調整、 相談業務
介 護 職 員 (通い及び訪問)	6 名以上 (通いサービス15名利用の時) (1名以上兼務)	日中 3 : 1 + 1	日常生活の介護、 相談業務
看 護 職 員	1 名以上	1 名	健康管理等の看護業務

職 種	勤 務 体 制
介 護 職 員	<p>勤務時間と配置人員</p> <p>早番 7:00～16:00 1名</p> <p>日勤 8:30～17:30 4名 (通いサービス15名利用の時)</p> <p>遅番 10:00～19:00 1名</p> <p>※勤務時間及び配置人員は利用者の状況によって変更することがあります。</p>
夜 間 職 員	<p>夜勤 16:30～翌9:30 1名</p> <p>宿直 16:30～翌9:30 1名</p>

#### 5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (適用した場合)

サービスの種類	内容	保険適用 有無	単位	利用単位
小規模多機能型 居宅介護サービス (介護予防)	通い、訪問、宿泊サービスに伴う介護及び支援を行います	保険適用有	1 月	下記の 5-(1) 表の通り

サービス提供体制強化加算	職員資格又は勤務状況等で、その占める割合が規定以上であり、他の要件も満たした場合に適用されます。	保険適用有	1月	下記の5-(2)表の通り
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	多職種が共同して適宜サービス計画の見直しを行っており、地域活動への参加機会を確保している事業所に適用されます	保険適用有	1月	〃
訪問体制強化加算	訪問体制を基準以上に強化している事業所に適用されます。	保険適用有	1月	〃
認知症加算	認知症のある方に対して、その状態に応じて適用されます。	保険適用有	1月	〃
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、所定の対応を行った場合に適用されます。	保険適用有	1月	〃
看護職員配置加算	看護職員の配置状況に応じて適用される加算です。	保険適用有	1月	〃
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については初期加算分の負担が必要です。	保険適用有	30日まで	30単位/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	一定の条件を満たした、事業所又は法人に適用されます。合計単位数に14.9%を乗じて小数点以下四捨五入して計算致します。	保険適用有	1月	5-(1)
食事の提供に関する費用	朝食(7:30~9:00) 昼食(12:00~13:30) 夕食(18:00~19:30)	保険給付外	1回	朝 390円 昼 780円 夕 780円
宿泊に要する費用	<宿泊室の詳細> 定員数 5名(全て個室) 広さ 8.94平方メートル以上	保険給付外	1泊	4,500円

◎その他の費用：洗濯代 200円/回

※（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス利用料 【５－（１）】

要介護要支援区分	利用単位						合計 単位数	(円)	
	小規模 多機能型 居宅介護 サービス	加 算						費用総額 (合計単位 数× 10.17)	自己負担額 (1割)
		サービス 提供体制 強化加算 (Ⅱ)	訪問体制 強化加算 あり	総合マネ ジメント 体制強化 加算Ⅱ	看護職員 配置加算 (Ⅱ)	介護職員等 処遇改善 加算(Ⅰ)			
要 支 援 1	3,450	640	—	800	—	729	5,619	57,145	5,715 11,429 17,144
要 支 援 2	6,972	640	—	800	—	1,253	9,665	98,293	9,830 19,659 29,488
要 介 護 1	10,458	640	1,000	800	700	2,026	15,624	158,896	15,890 31,780 47,669
要 介 護 2	15,370	640	1,000	800	700	2,758	21,268	216,295	21,630 43,259 64,889
要 介 護 3	22,359	640	1,000	800	700	3,799	29,298	297,960	29,796 59,592 89,388
要 介 護 4	24,677	640	1,000	800	700	4,145	31,962	325,053	32,506 65,011 97,516
要 介 護 5	27,209	640	1,000	800	700	4,522	34,871	354,638	35,464 70,928 106,392

※上記の料金は、1ヶ月の目安を表示したものです。該当する加算によっては、自己負担額が異なります。

※周南市は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となります。

※ご利用者様の自己負担は、該当する負担割合によって介護保険支給の9割又は8割又は7割に該当する額を差し引いた金額となります。

※各加算 【5－(2)】

区 分	介護保険 各加算 (月)
要支援 1～要介護 5	サービス提供体制強化加算Ⅰ：750 単位、Ⅱ：640 単位、Ⅲ：350 単位 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ：800 単位 若年性認知症利用者受入加算：要介護者 800 単位、要支援者 450 単位 ※(初期加算：30 単位/日)
要介護 1～要介護 5	訪問体制強化加算：1000 単位 看護職員配置加算：(Ⅰ)900 単位、(Ⅱ)700 単位、(Ⅲ)480 単位 認知症加算(Ⅲ)：760 単位(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当)
要介護 2	認知症加算(Ⅳ)：460 単位(日常生活自立度ランクⅡに該当)

備考：30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も、初期加算の対象になります。

## 6 交通費実費

利用者の自宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を越える地点からご自宅までの距離(片道)に応じて実費を徴収いたします。

- ・通常の事業実施地域の境界線からご自宅までの距離・・・1 km毎に50 円加算(往復費用)  
(小数点以下切捨て)

## 7 お支払方法

- ・自動引落とし：毎月24日(山口銀行に口座が必要です)
- ・振 込：毎月24日までに下記口座にお振り込みください

指定口座 山口銀行 徳山支店  
普通預金 5050099  
口座名義 エポックワン株式会社

## 8 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 土日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 (0834) 34-3935 場所 こもれびダンディクラブ相談室 担当責任者 近藤 加奈
周南市 (高齢者支援課)	市窓口住所 周南市岐山通1丁目1番地 ご利用方法 電話 (0834) 22-8467
山口県国民健康保険 団体連合会	県窓口住所 山口市朝田1980-7 ご利用方法 電話 (083) 995-1010

つづみ園地域包括支援センター	地域窓口住所 周南市瀬戸見町12-30 ご利用方法 電話(0834)28-7055
----------------	--

## 9 個人情報の保護

事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### 10 秘密の保持

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持及び職員に対する秘密の保持について

事業所及び事業所の職員は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2) 職員に対する秘密の保持について

就業規則にて職員は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務は継続します。

### 11 身体拘束

介護サービス提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

緊急やむを得ない場合とは、「切迫性、非代替性、一時性」の3要件を満たす場合をいいます。また、要件を満たしやむを得ず身体拘束を実施する場合には、実施に際しての留意事項を遵守して対応いたします。

### 12 衛生管理

事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。職員の健康管理を徹底し、健康状態によっては、利用者との摂食を制限する等の措置を講ずると同時に、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。

### 13 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化や怪我等で緊急対応の必要が起こった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族（緊急連絡先）等に連絡し、都度必要な処置を行います。

#### 1.4 事故発生時の対応方法

当事業所のサービスをご利用中に重大な事故が発生した場合は、すみやかにご家族の緊急連絡先及び市（保険者）、その他関係者等に連絡を行うとともに必要な対応をいたします。

尚、その事故が施設の故意過失による場合は損害を賠償いたします。

また、事故発生につき利用者に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じる場合があります。

#### 1.5 非常災害対策

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

#### 1.6 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和8年3月9日
実施した評価機関の名称	自己評価（運営推進会議）
評価結果の開示状況	有

## こもれびダンディクラブ重要事項説明についての同意

1. 私は、小規模多機能型居宅介護事業の契約に際し、口頭及び書面によってサービス利用に関する重要事項の説明を受け、その内容について理解し同意します。

令和 年 月 日

(ご本人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(身元引受者) 住 所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 ( )

エポックワン株式会社  
こもれびの杜グループ  
代表取締役 大西 益 男 様

